

2005 年第 59 號法律公告

《2005 年儲稅券 (利率) (第 3 號) 公告》

(根據《儲稅券 (第 4 系) 規則》(第 289 章，附屬法例 A)
第 7(2)(h) 條訂立)

1. 訂明利率

儲稅券如於 2005 年 5 月 3 日或該日後發出，則其利率須為年息 0.7500%。

2. 修訂附表

《儲稅券 (利率) (綜合) 公告》(第 289 章，附屬法例 B) 的附表現予修訂——

(a) 在第 146 項中，在“該日後”之後加入“而在 2005 年 5 月 3 日前”；

(b) 加入——

“147. 2005 年 5 月 3 日或該日後 年息 0.7500%”。

財經事務及庫務局局長
馬時亨

2005 年 4 月 26 日

註 釋

本公告將在 2005 年 5 月 3 日或該日後發出的儲稅券的利息的年利率定為 0.7500%。